



三田市通讯中文版

三田市政府消息 7月



三田市公共会堂中心〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピーモール6階
电话；079-559-5023 / 传真；079-563-8001 / E-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp

7月の地域防災訓練案内

災害が起こった時に地域の人同士が助け合うことができるように、地域で防災訓練を行っています。災害時の避難などについて学びます（内容は地域によって異なります）。

自分の地域の訓練に積極的に参加しましょう！

■木器自主防災会

7月7日（日）10:30-11:30 木器公会堂



※天気などの都合で中止になる場合があります。

※不明な点は、下記に問い合わせてください。

【問合せ】消防本部 予防課 (Shobohonbu Yoboka)

☎ 079-564-0119 FAX 079-563-1230

三田まっりの花火を本庁舎屋上で鑑賞しませんか！

花火大会の観覧場所として市役所本庁舎6階市民展望ひろばを抽選で開放します。

■日時=8月3日（土）20時～

■場所=市役所本庁舎6階市民展望ひろば

■対象=代表者が市内在住・在勤・在学者

■定員=15組90名（一組6名まで、多数の場合抽選）ただし15組の総人数が90名以下の場合、組数を増やすこともあります。

■参加費=無料

■申し込み=7月12日（金）までに、住所、代表者氏名、電話番号、参加人数、（市外在住の方は勤務先、学校名）

を郵送・メール・FAXで、〒669-1595 三田市三輪2-1-1 総務課まで

※申し込みは1代表者につき1通のみ。当選者には7月23日（火）までに案内文を送ります。

■留意事項=

1. 当日は公共交通機関を利用ください。
2. 観覧場所での喫煙・飲酒は禁止
3. 簡単な軽食や飲料の持込可能（ゴミは持ち帰り）
4. 三脚の利用はご遠慮ください。
5. 周りの迷惑にならない範囲で、椅子やレジャーシート
の持込可能

【問合せ】総務課 (Soumuka) ☎079-559-5034

FAX 079-559-6877 メール soumu_u@city.sanda.lg.jp



7月地区防災訓練通知

以发生灾害时地区居民能够互相帮助为目的，在市内各地区举行防灾训练。通过训练可以学习灾害发生时如何避难（各地区的训练内容不同）。

让我们积极地参加自己所在地区的训练！

■木器自主防災会

7月7日（星期日）10点30分～11点30分

木器共会堂

※有可能因天气等原因被取消。

※如有不明之处，请向下列单位问询。

【问询】消防本部 预防科

☎079-564-0119 FAX 079-563-1230



想在市政府本庁舎屋頂上观赏三田烟花大会吗？

市政府本庁舎6楼市民展望广场作为烟花大会最佳观赏地点，现在开始抽签了！

■时间=8月3日（星期六）20点～

■地点=市政府本庁舎6楼市民展望广场

■对象=代表者要在三田市内居住或是工作，上学的人

■定员=15组90人（每组6人、参加人数多时抽签决定）

但若15组的总人数为90名以下，有可能会增加组数。

■参加费=免费

■报名=须于7月12日（星期五）之前邮寄到。请将写有住所、代表者姓名、电话号码、参加人数、（住在市外的人的单位名以及学校名）邮寄，E-mail, fax 到以下地点〒669-1546 三田市三輪2-1-1 总务科

■注意事项=

1. 当天请利用公共交通工具来。
2. 观赏处禁止吸烟喝酒。
3. 可以带来便餐和饮料。（请把垃圾带回家）
4. 请不要使用三脚架设备。
5. 在不打扰其他人的范围之内，可以带椅子和铺垫。

【问讯处】总务科 ☎079-559-5034 FAX 079-559-6877

E-mail soumu_u@city.sanda.lg.jp



灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防灾网 (Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。http://bosai.net/e/ (英, 中, 韩, 葡, 越)

介護保険施設等での利用者負担額の減額制度

介護保険では、施設入所時やショートステイ利用時の部屋代や食費は利用者負担ですが、対象者には減額制度があります。市が交付する「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示することで、認定を受けた段階の負担限度額まで減額されます。認定証の交付には申請が必要です。

■対象者＝①世帯全員及び配偶者が住民税非課税の人（ただし、預貯金などの金額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下）※配偶者は、住民票が別世帯の場合や事実婚の場合を含みます。※非課税年金（遺族年金・障害年金など）も所得に含めて決定します。

②生活保護を受けている人

■申請方法＝市ホームページを確認または問い合わせしてください。申請した月の1日から限度額を適用されます。※現在、交付している認定証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も引き続き利用する場合は、8月末までに申請と認定が必要です。

【問合せ】介護保険課 (Kaigohokenka)

☎079-559-5078 FAX 079-563-1447

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料の支払いが難しい場合、支払いが免除・猶予（保留）される制度があります。保険料の未納は老齢基礎年金や障害基礎年金の受給に影響します。必要人は手続をしてください。

■免除制度＝本人、配偶者（妻・夫）、世帯主の前年の所得が一定金額以下の場合、翌年6月まで支払いが全額又は一部免除されます。免除を受けた期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金など受給に必要な期間として計算します。また、老齢基礎年金の受給額を計算する場合に、免除額に応じて反映します。ただし、全額免除以外の方は納付しなければいけない一部保険料を納めないと免除が無効となるので、必ず一部保険料を納付してください。

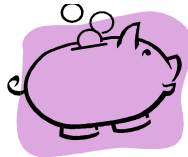
■納付猶予制度＝50歳未満の人で、本人と配偶者の前年の所得が一定金額以下の場合、翌年6月まで納付が猶予（保留）されます（一緒に住んでいる世帯主の収入は関係ありません）。

■申請に必要なもの＝年金手帳または納付書、認印
本人、配偶者及び世帯主のうち、2017年12月31日以降に退職した人は、退職票または雇用保険受給資格者証と退職の事実と退職年月日が確認できる公的機関の証明書

■申請時期＝7月1日（月）～受付開始

【問合せ】市民課 (Shiminka)

☎ 079-559-5067 FAX 079-560-2101



护理保险施設等利用者負担金額の減額制度

虽然护理保险制度规定住进福利设施或短期入住利用时所发生的房费和伙食费等费用由利用者来负担，但对象者可利用减额制度。将本市交付的「护理保险负担限度认定证」出示给各设施，该费用则降低到被认定的等级的负担限度。交付认定证需要申请。

■対象者＝①家庭全体成员及配偶为住民税非課税の人（但存蓄存款等金額，单身的人1000万日元以下，夫妻2000万日元以下）※配偶包括另立住民票的人或事实婚姻的人。※将非課税年金（遺属年金，殘疾年金等）包括在所得里決定等級。

②領取生活補貼的人

■申請方法＝請看本市主页或問詢。從申請當月的第1日起可適用限額。※現在已交付的認定証的有效期為7月31日。如果8月1日以後繼續利用此減輕制度，必須在8月末之前重新申請并被認定。

【問訊處】護理保險科

☎079-559-5078 FAX 079-563-1447

国民养老金保险费の免除制度

在国民养老金保险料的支付有困难的情况下，有可以给予免除以及暂缓（保留）的制度。未缴纳保险费会影响到老齡基礎年金或殘疾基礎年金的領取。有必要的人請辦理手續。

■免除制度＝本人，配偶（妻子 丈夫）如果戶主去年的收入在一定金額以下，到第二年的6月可以免除全額或者一部分金額。被免除的期間是将領取老齡基礎年金或殘疾基礎年金等作為必要期間來計算的。此外，當計算老齡基礎年金的領取額時，將根據免除金額來反映。但除了全額免除的人之外，如果必須繳納的部分保險金未繳納，免除則會無效，請務必繳納部分保險金。

■暫緩繳納制度＝未滿50歲者，如果本人和配偶去年的收入在一定金額以下，到第二年的6月份給予暫緩（保留）。（與一起居住的戶主收入無關）

■申請時所需要的資料＝年金手冊或繳付書，印章，本人，配偶或戶主當中2017年12月31日以後離職的人需要離職單或僱傭保險領取資格證，還有能夠確認離職的事實和離職年月日的官方機構證明書。

■申請時期＝7月1日（星期一）開始辦理

【問訊處】市民科

☎ 079-559-5067 FAX 079-560-2101

認可外保育施設利用者補助事業

認可保育所・認定こども園・小規模保育の入所待ちで、認可外保育施設を利用する家庭に、保育料の補助を実施しています。※利用している認可外施設は市外でも可能です。企業や病院の職員向けなど、利用者を限定している施設は除きます

■補助対象者＝下記のすべてに該当する人

- ①三田市在住(住民登録している人)
- ②補助対象月の1日に、市内の認可保育所などの入所待ちをしている(※1)
- ③補助対象月の最初の保育日に、認可外保育施設に在籍している
- ④認可外保育施設と月160時間以上の契約をしている
- ⑤認可外保育施設の保育料及び市税を支払期日までに支払っている

(※1)認可保育所などの入所内定を辞退した場合は、それ以降の期間は補助金の支給対象外となります

■補助額＝対象施設に支払っている月額保育料と認可保育所等に入所した場合の月額保育料相当額との差額(最大月額60,000円)

※給食費やおやつ代、延長保育料等については補助対象外です。

■申請時期＝1期分(4月～7月)は7月1日～7月31日必着、2期分(8月～11月)は11月1日～11月29日必着、3期分(12月～2020年3月)は2020年3月2日～3月31日必着で保育振興課まで申請をしてください。

■提出書類＝保育振興課で配布しています(市ホームページからもダウンロードできます)。また、認可保育所などを入所待ちの子どもを保護者には、6月下旬頃に申請の案内を郵便で送っています。

■その他＝10月から国による幼児教育・保育無償化が予定されているため、2期目以降の内容が変更になる可能性があります。その場合は、お知らせします。

【申込・問合せ】保育振興課(Hoikushinkouka)

☎ 079-559-5073 FAX 079-563-3611

夏祭り獅子神楽見学

九鬼家で獅子神楽を見てから、三田天満神社境内での四社の神楽奉納を鑑賞します

■日時＝7月25日(木) 18時30分～

■対象＝どなたでも(小学生保護者同伴)

■定員＝先着30名(事前申込) ■参加費＝無料

■持ち物＝お茶

【申込・問合せ】三田ふるさと学習館(Sanda furusatogakushukan) (☎/Fax 079-563-5587) 〒669-1532 三田市屋敷町7-33 10時～17時月曜休

認可外保育施設利用者補助事業

三田市对等待認可保育所・認定児童園・小規模保育施設の入园批准而还在利用着認可外保育设施的家庭实施保育费用补助工作。※现在利用市外认可外设施的人也可以。企业或医院的员工专用等限定利用者的设施除外。

■补助对象者＝满足下列所有条件的人

- ①居住在三田市(有住民登录的人)
- ②在补助对象月的当月一日还在等待市内认可保育所等保育设施的入园批准。
- ③在补助对象月的第一个保育日孩子在认可外保育设施在册。
- ④与认可外保育设施签了一个月160小时以上的保育合同。
- ⑤如期交纳认可外保育设施保育费用与市税。

(※1)若辞退認可保育所等入所内定，在那之后的期间不能得到补助金

■補助金額＝支付给对象设施的每月保育费用与如果孩子上認可保育所等设施时该支付的每月保育费用的差额(每个月最多60,000日元)

※伙食费，零食费及延长保育费等费用是补助对象之外。

■申请时间＝第一期(4月～7月)必须在7月1日～7月31日，第二期(8月～11月)必须在11月1日～11月29日，第三期(12月～2020年3月)必须在2020年3月2日～3月30日，在上述申请时间内到幼保振兴科申请。

■申请文件＝可以在幼保振兴科拿到。(也可以从三田市主页下载)。另外，在6月下旬已经把申请通知书邮寄给现在等待認可保育所等保育设施入园批准的孩子家长。

■其他＝从10月起由国家实施幼儿教育保育无償化，因此第二期以后的补贴内容有可能会变更。若有变更，再通知。

【申请・问讯处】幼保振兴科

☎ 079-559-5073 FAX 079-563-3611



参观夏季庙会狮子神乐

在九鬼家参观狮子神乐之后，再在三田天満神社观赏四个社区的神乐供奉。

■时间＝7月25日(星期四) 18点30分～

■对象＝任何人都可以参加(小学生需要家长陪同)

■定員＝先到的30名(须事先报名) ■参加费＝免费

■携带物品＝茶水等饮料

【申请・问讯处】三田Furusato学习馆(☎/Fax 079-563-5587) 〒669-1532 三田市屋敷町7-33 10点～17点 星期一休息

乳幼児健診 7月

受付時間 12:45~13:45(予約不要)

- ・事前に個人へ案内を送付しています。
- ・健診までに母子健康手帳の保護者欄に必要事項を必ず書いてください。
- ・その他の母子保健事業、献血については、三田市ホームページに載せています。また、追加で実施されることがあります。(http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html)



婴幼儿健康检查 7月

■受理时间=12:45~13:45(不用预约)

- ・已经事先向个人发送了通知。
- ・在健诊前请务必在母子健康手册的家长栏里填写必要事项。
- ・有关其它母子保健事业、捐血，会登载在三田市网页。可能会再追加实施。(http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html)

事業名 事业名称	実施日 实施日期	対象 对象	持ち物 携带物品
4か月児健診 4个月儿童健诊	10, 24 (水) (星期三)	2019年3月生まれ 2019年3月出生	母子健康手帳、問診票、バスタオルを持参 携带母子健康手册、问诊票、浴巾
9か月児健診(9~10か月児) 9个月儿童健诊 (9~10个月儿童)	2, 16 (火) (星期二)	2018年9月生まれ 2018年9月出生	
1歳6か月児健診 1岁6个月儿童健诊	9, 23 (火) (星期二)	2017年12月生まれ 2017年12月出生	
3歳児健診 3岁儿童健诊	3, 17 (水) (星期三)	2016年5月生まれ 2016年5月出生	母子健康手帳、問診票、目と耳に関するアンケート、尿5ccを持参 携带母子健康手册、问诊票、有关眼睛、耳朵的问卷、5cc的尿

子育て世代包括支援センター「チャッピーサポートセンター」

妊娠・出産・育児のさまざまな疑問、悩みについて気軽ににご相談ください。どこに相談すればいいの?と思うことや祖父母などご家族からのご相談もお受けします。

★専用電話番号: 079-559-6288 月~金(祝・年末年始を除く) 9:00~12:00 12:45~17:30

【問合せ】健康増進課 (Kenkozoshinka) (住所: 川除675) ☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

育儿世代包括支援中心「育儿世代包括支援中心」

有关妊娠・分娩・育儿的各种疑问、烦恼，欢迎随时前来咨询。应该和哪里商量呢?等自己的想法或来自祖父母等亲属的咨询都可以接受。

★专线电话: 079-559-6288 星期一~星期五(除了节假日・年末年初) 9:00~12:00 12:45~17:30

【问讯处】健康増進科 (住所: 川除 675)

☎079-559-5701 Fax 079-559-5705



外国人住民のための「よろず相談窓口」

日常生活でわからないことや困っていることなどの相談に、お気軽にご利用ください。

相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。

■日時=毎月第2水曜日と第4土曜日 10時30分~12時30分

★7月は10日(水)、27日(土)です。

■場所=まちづくり協働センター (電話相談も可能。)

■対応言語=日本語、中国語、英語

(その他の言語は、事前に相談してください。)

【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)

10時~17時 ☎ 079-559-5164 火曜休

Email kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp



为外国人的「万事通咨询窗口」

在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候，请随时来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。

■日期与时间=每月第2个星期三和第4个星期六的 10点30分~12点30分

★7月份的咨询安排在10日(星期三)和27日(星期六)。

■地点=三田市公共会堂中心(同时接受电话咨询。)

■可以利用翻译服务的语言=日文、中文、英文(如果希望利用其他语言翻译服务，请事先向下列单位问讯。)

【问讯处】国际交流广场

10点~17点 ☎ 079-559-5164 星期二休息

E-mail kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

